

◆工事発注の見通しに係る追加情報の掲示について(お知らせ)

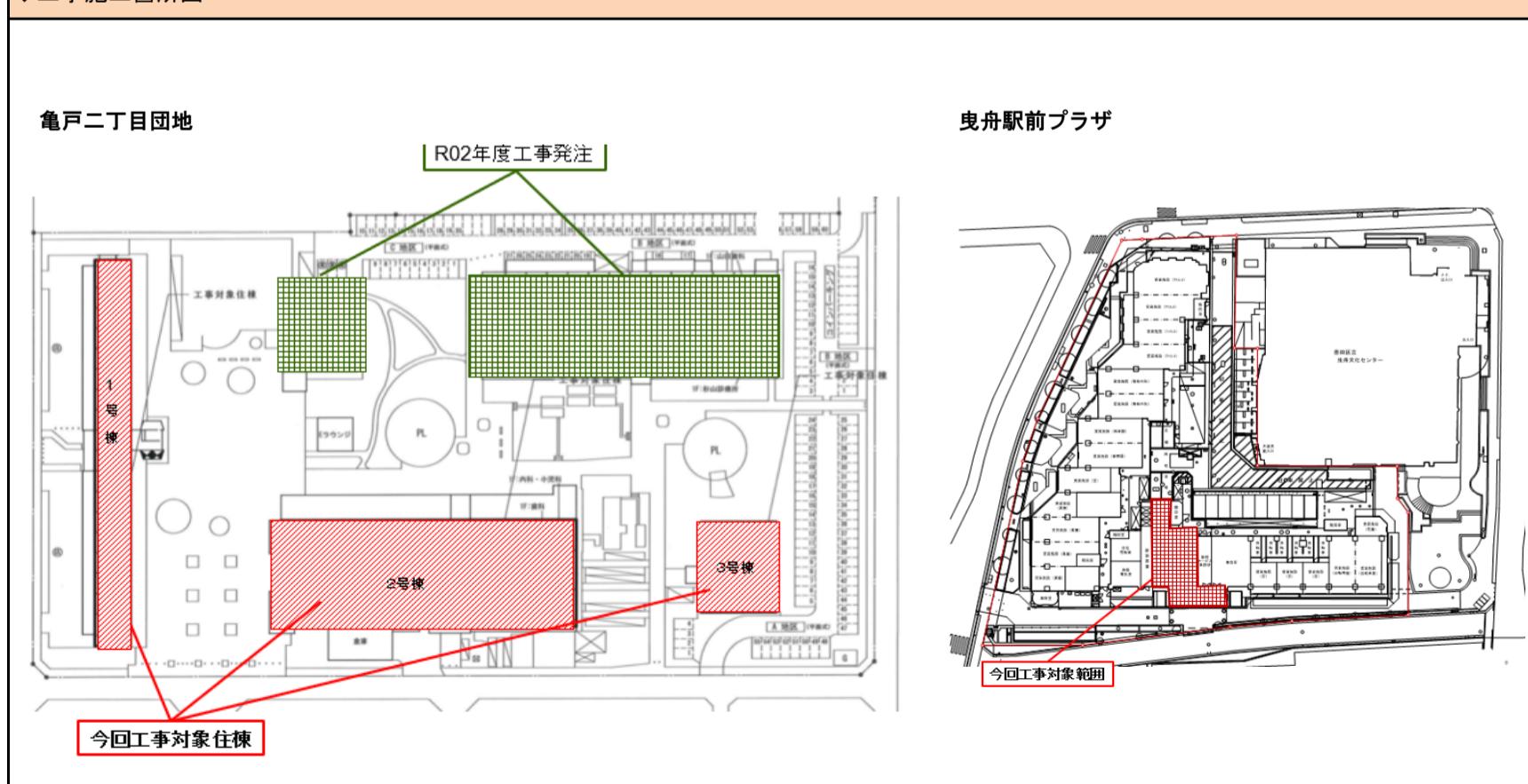
R3年度工事発注の見通し(令和3年7月15日:2回目の公表)に掲載しました下記工事の追加情報について、お知らせいたします。

【公表番号:5】 【工事名称】: R03亀戸二丁目団地他1団地外壁修繕その他工事

【追加情報】 ※追加情報として掲載する内容は、**実際の発注内容と異なる場合があることをご承知おきください。**

主な追加情報項目		入札・契約 及び 参加資格要件等の内容	工事概要・留意事項 等
◆工事名称 及び 工事概要	当初工事	R03亀戸二丁目団地他1団地外壁修繕その他工事	亀戸二丁目団地: 外壁修繕その他工事(3棟466戸) 曳舟駅前プラザ: エントランス改修工事(1棟303戸)
◆工事種別	発注標準(規模)	保全建築	
◆入札・契約の方法	入札方法	詳細条件審査型 一般競争入札(電子入札)	
	総合評価方式の適用	総合評価方式(住宅経営部門): タイプA ※施工体制確認型 ※施工能力評価型	
◆入札・契約の時期	掲示日	令和3年10月18日(予定)	
	競争参加資格確認 申請書等の提出期限	令和3年11月1日(予定)	
	入札(開札)時期	令和3年12月17日(予定)	
	契約予定期間	令和3年12月下旬 ~ 令和3年8月中旬	
◆参加資格要件	会社要件	下記、要件を実績として有すること	
	要件	工事の元請けとして、次の①、②のいずれかの条件を満たす施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) ① 平成23年度以降に完成した工事対象戸数100戸以上かつ地上6階建て以上のRC造又はSRC造の居住中の共同住宅(単身向け、リートマンション等を除く)における外壁修繕工事(※1)のうち、工事の請負金額が1件100,000千円以上(外壁修繕工事以外の工事を含む場合、外壁修繕工事に係る部分の工事の請負金額が1件100,000千円以上であること。)の実績を1件以上。 ② 平成30年度以降に完成した工事対象戸数50戸以上かつ地上3階建て以上のRC造又はSRC造の居住中の共同住宅(単身向け、リートマンション等を除く)における外壁修繕工事(※1)のうち、工事の請負金額が1件50,000千円以上(外壁修繕工事以外の工事を含む場合、外壁修繕工事に係る部分の工事の請負金額が1件50,000千円以上であること。)の実績を3件以上。	※1バルコニー、廊下、階段室、庇、玄関ドア、PS建具等共用部の壁、天井、床面に係る躯体等劣化部の補修、仕上げの改修、塗装、防水(屋根防水を除く)を行う工事
	技術者要件	下記、要件を実績として有すること	
	要件	次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条1項に該当する場合、当該技術者は専任とすること。 ①一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。 ②平成23年度から掲示日の前日までの期間に、上記①の有資格者として、前記3)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。ただし、次のa及びbに掲げる基準を全て満たさない場合は、「同種工事」の経験とはみなさない。 a 対象工事の着工時点で上記①の資格を有していること。 b 対象建築物の工事着工(工事に着手する日)から竣工(建築主事による完了検査の日)までの全ての期間に従事していること。 ③監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。 ④申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。	

◆工事施工箇所図



【参考】○令和3年7月15日:2回目の公表時点での公表内容

番号	工事名称	種別	工事場所	工事期間	入札・契約の方法	入札・契約の時期	工事概要
5	R03亀戸二丁目団地他1団地外壁修繕その他工事	保全建築	東京都江東区他	約7か月	詳細条件審査型一般競争	第3四半期	亀戸二丁目: 外壁修繕その他工事 (3棟466戸) 曳舟駅前プラザ: エントランス改修 (1棟303戸)